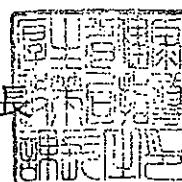


指 第 32号

平成8年5月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省健康政策局指導課長



救急医療施設運営費等補助金（救命救急センター
運営事業）に係る事務処理について

標記について、医療施設等運営費補助金交付要綱の一部改正（平成8年5月10日厚生省発健政第73号厚生事務次官通知）を行ったところであるが、国庫補助金の交付申請等にあたっては下記の点に留意のうえ、関係者に周知徹底を図り、その取扱いに遺憾のないようご配慮願います。

記

在日外国人にかかる前年度の未収金について

1. 救命救急センターの運営に必要な経費に在日外国人にかかる前年度の未収金を対象経費としたこと。

2. 救命救急センターにおいて、重篤な外国人救急患者の救命医療を行い、努力したにもかかわらず回収できない前年度の未収金（1か月1人当たり50万円超）に限って50万円を超える部分について現行の基準額に加算して補助するものであること。

(1) 対象となる外国人は、我が国の公的医療保険制度に加入していない者をいう。ただし、治療目的で入国した者は原則として対象としない。

(2) 努力したにもかかわらず回収できない前年度の未収金とは、救命救急センターが患者又は患者の保証人に対し、最低四半期に1回の督促（患者又は患者の保証人が死亡している場合等を除く。）をしても回収できないものであって、前年度に未収金として処理したものをいう。